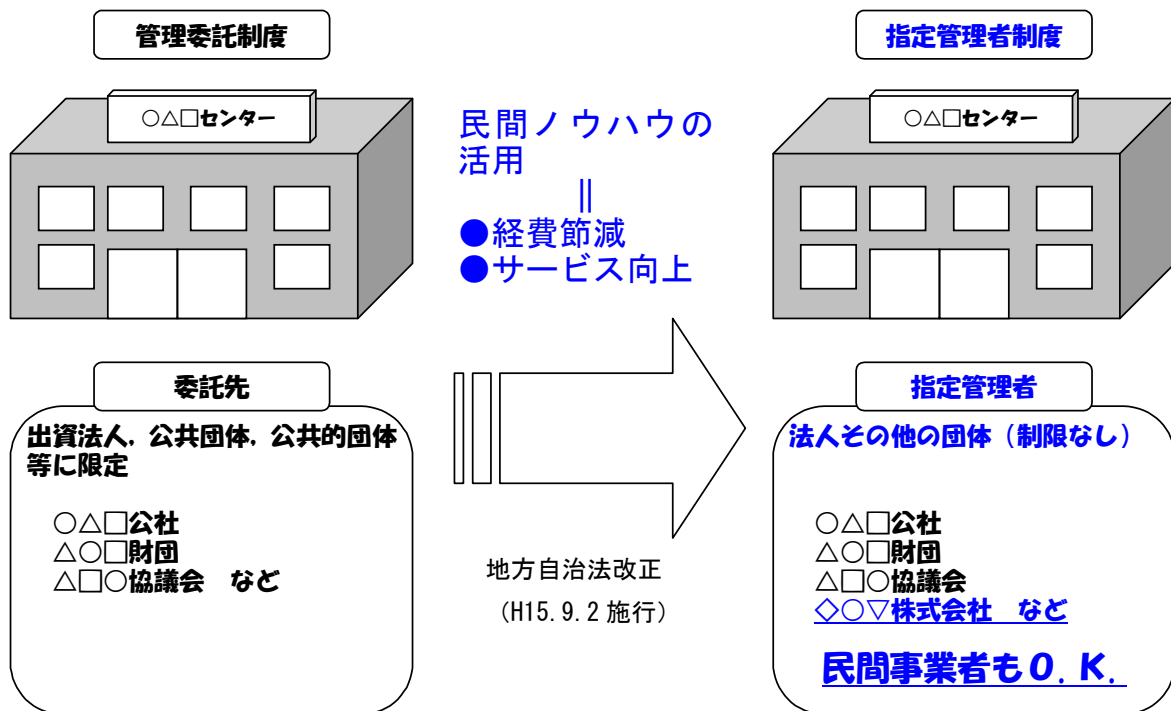


佐賀市の公の施設の指定管理者制度

●指定管理者制度とは?-----施設管理は民間事業者もO.K.

この制度は、保育所や公民館、文化会館、体育館など、市民の方々に利用していただくための施設（公の施設）の管理代行の制度で、平成15年9月2日施行の地方自治法改正で創設されました。公の施設の管理は市が行うとしていますが、これを「法人その他の団体」に行わせるもので、その対象には民間事業者などが広く含まれます。

民間事業者やNPO法人など幅広く公募し、費用や企画などの提案内容から、最もふさわしい施設の管理者を議会の議決を経て指定することになります。こうして施設の管理を任された団体を指定管理者といいます。



●制度の趣旨は?-----民間活用で経費節減・サービス向上

従来も施設管理を外部に委託する制度（管理委託制度）がありましたが、適切な管理を図る観点から、財団や公社などの外郭団体をはじめとした公共的な団体に委託先が限定されていました。しかし、民間事業者のノウハウを幅広く活用することで、サービス向上と経費節減が期待できることから、制度改正がなされています。

●管理委託制度(従来)と指定管理者制度との違い

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営主体 (市が施設の管理運営を委ねる相手方)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共団体，公共的団体，市の出資法人等に限定 ・ 相手方を条例で規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者を含む幅広い団体（個人は除く） ・ 議会の議決を得て指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の設置者たる地方公共団体との契約に基づき，具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ・ 施設の管理権限及び責任は，設置者たる地方公共団体が引き続き有し，施設の使用許可権限は委託できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり，施設の使用許可も行うことができる。 ・ 設置者たる地方公共団体は，管理権限の行使は行わず，設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託の条件，相手方等を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者の指定の手続き，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定 指定管理者の指定は，地方自治法上の「契約」には該当しないため，同法に規定する「入札」の対象ではない。

●佐賀市の対応-----全施設で検討し、83施設を指定管理に。

指定管理者の導入状況

佐賀市には多くの公の施設があり、管理委託している施設はもちろん、直営形態の施設についても指定管理者制度を導入することで、より効果的な管理ができないか、施設ごとに検討を行いました。

佐賀市健康運動センターでは平成16年4月のオープン当初から、また、佐賀市市民活動センターと佐賀市営住宅（嘉瀬団地、楊柳団地）については、平成17年4月から指定管理者制度を導入しています。さらに、平成18年度からは新たに36施設、平成19年度からは新たに43施設導入し、合計で83施設において指定管理者制度を導入しました。

募集にあたっての基本的な考え方

【原則公募】

指定管理者の募集及び選定にあたっては、原則公募とし、83施設のうち60施設において公募を実施しました。

ただし、公募しないことについてやむを得ない理由がある場合、例外もあり得ることとしています。

- ①コミュニティセンターなど地域住民組織の管理運営をコンセプトにしている場合
- ②医療施設などその施設の性質的に特定の団体を指定することが望ましい場合など、例外的な取扱いもありました。

【選考の方法】

指定管理者の選考は、審査委員会を設置して行うこととしました。

この場合、公平・公正の確保の観点から、原則として外部委員を委員構成に含めることを基本としました。

●最後に

今後も、指定管理者の公募を実施する際には、必要に応じて佐賀市ホームページやさが市報などでお知らせします。